

声かけ(安否確認)説明書

生活困窮者や高齢者などの孤立及び孤独死を未然に防ぐ取り組みとして、声かけ(安否確認)サービスを実施しています。

お申込みの前に、この説明書をよくお読みいただき、所定の申込書によりお申し込みください。

なお、詳細については料金課(0178-70-7010)までお問い合わせ下さい。

1. 申込資格

ご本人、又は代理人(ご家族、ご親戚、ご友人、隣人)に限ります。

なお、代理人からのお申し込みのときは、ご本人に関係を確認させていただきます。

2. 申込要件

「声かけ」対象の方が、圏域内(八戸市、三戸町、南部町、階上町、五戸町、おいらせ町、六戸町)に居住し、企業団の水道を使用していること。

「声かけ」対象の方が単身世帯で、おおむね75歳以上の方、若しくは年齢を問わず認知症又はその恐れがある方

障害のある方で、平日8時から15時の間に単身で在宅している方

上記以外で、特に企業団として「声かけ」が必要と認められた方

「声かけ」対象の方が、自力で応答できること。

3. 「声かけ」の概要

「声かけ」は、2カ月ごとの定期検針の際に、検針員が行います。日曜・祝日、年末年始、夜間早朝(15時~翌8時)は訪問しません。

「声かけ」の時間は指定できません。

「声かけ」は現地で行うので、電話での「声かけ」は行いません。

検針員が面会できたときは、「水道検針員です。お変わりありませんか？」旨を尋ねます。

検針員は検針作業がありますので、長時間の会話はご遠慮下さい。

面会できなかつた（応答がなかつた）ときは、「応答なし」として、居住されている構成市町担当窓口に通報し、当該構成市町及び企業団において「調査対象」となります。

この段階では、まだ「異常」と判定されません。

面会や調査により、「普段とおかしい」または「異常」と判定したときは、次のとおり連絡します。

- ア ご本人からの応募の場合は、あらかじめ登録した連絡先に電話します。
- イ 代理人からの応募の場合は、代理人又はあらかじめ登録した連絡先に電話します。

緊急事態（警察・救急等に要請が必要なとき）を発見したときは、現地から直ちに関係機関に通報します。

4. 注意事項

同一の「声かけ」対象の方に応募が重複したときは、原則として先に応募した方を登録します。なお、後着のご応募に対し、その旨ご連絡します。

個人情報、ご本人、代理人若しくは登録した連絡先以外には提供しません。また、応募の際は、異常時における構成市町、警察、救急等関係機関への情報提供（通報を含む）について、事前に承諾していただきます。

応募内容（代理人の住所や連絡先、長期不在など）に変更が生じたときは、すみやかに企業団へ連絡してください。

現地でトラブルが発生したときは、その後の「声かけ」をやむを得ず中止することがあります。

「声かけ」サービスは、不測の事態を早期に発見できなかった場合でも、企業団及び検針員は責任を負いません。